

高齢者・障害者虐待

高齢者・障害者の方が健康で安心・安全な暮らしができるように支援します



弁護士・社会福祉士による 高齢者・障害者虐待対応専門職チーム

埼玉弁護士会と(公社)埼玉県社会福祉士会に所属する弁護士と社会福祉の専門職チームです

活動内容は:

- 〈1〉専門的判断を要する虐待事例に対して法律・福祉の両面から専門的助言を行う
- 〈2〉コアメンバー会議（虐待の有無および緊急性判断）への出席および助言
- 〈3〉事例検討会・情報交換会への出席および助言

高齢者・障害者虐待

~~~~~虐待は「人権侵害」です~~~~~

## 身体的虐待

暴力的行為などで身体に傷・痛みを与える  
外部との接触を意図的に遮断する等

## 心理的虐待

言語による脅し・侮辱、威圧的な態度、  
無視・嫌がらせ等の精神的・情緒的な苦痛

## 世話の放棄放任

世話をを行う家族や同居人が、世話を放棄し、  
身体的・精神的に状態を悪化させる

## 経済的虐待

財産・預貯金等の金銭を無断使用  
本人の意思に・利益に反して使用を制限

## 性的虐待

本人の合意なく性的な行為を行う  
懲罰的に裸にして放置する等

## 施設内・事業所内虐待

福祉施設や事業等での施設従事者や使用者による虐待



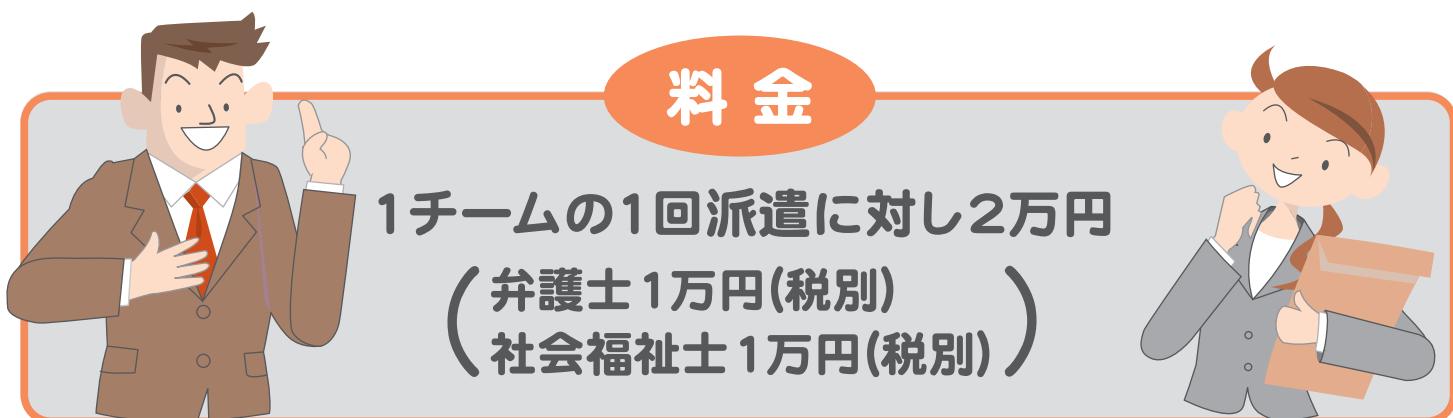
高齢者・障害者の方が健康で安心・安全な暮らしができるように支援します

## 「埼玉県高齢者虐待対応専門職チーム」「埼玉県障害者虐待対応専門職チーム」

埼玉弁護士会と(公社)埼玉県社会福祉士会とが連携して組織しており、弁護士1名、社会福祉士1名、合計2名で1チームを編成しています。原則として、市町村との契約に基づいて、市町村や福祉施設が行う高齢者・障害者虐待への対応を中心とする権利擁護事業への支援を行うことを目的としています。

## 料 金

1チームの1回派遣に対し2万円  
(弁護士1万円(税別)  
社会福祉士1万円(税別))



現場で悩んでいる担当の方、疑問を感じている方、お気軽にご相談ください

埼玉弁護士会

☎048-710-5666

(公社)埼玉県社会福祉士会

☎048-857-1717